

○入院時食事療養費について

入院時の食事について自己負担額が変わります。

今般の光熱費や食材費等の高騰の影響により、厚生労働省より令和7年4月1日から

入院時食事療養費及び入院時生活療養費(入院中の食事自己負担額)が以下の通り引き上げられました。

これに伴い、令和7年4月1日より下記のように負担額が変更になるため、ご理解の程宜しくお願い申し上げます。

【入院時食事療養費の標準負担額】

| 70歳未満 | 70歳以上 | 標準負担額(1食あたり) | | |
|-------|----------|--------------|------------|------|
| | | 令和8年5月31日まで | 令和8年6月1日から | |
| 区分「ア」 | 現役並み所得者Ⅲ | 510円 | 550円 | |
| 区分「イ」 | 現役並み所得者Ⅱ | (指定難病患者) | (指定難病患者) | |
| 区分「ウ」 | 現役並み所得者Ⅰ | 300円 | 330円 | |
| 区分「エ」 | 一般所得者 | | | |
| 区分「オ」 | 低所得者Ⅱ | 90日以内 | 240円 | 270円 |
| | | 90日超 | 190円 | 220円 |
| 該当なし | 低所得者Ⅰ | 110円 | 130円 | |

※所得区分によって医療費の自己負担額や食事療養費の自己負担額が定められています。

※公費医療等により、自己負担金額が異なる場合があります。

【居住費負担額】65歳以上で療養病床に入院した時

| 所得区分 | 居住費負担額(1日につき) | |
|------------------|---------------|------------|
| 65歳以上 | 令和8年5月31日まで | 令和8年6月1日から |
| 現役並み所得・一般・低所得Ⅱ・Ⅰ | 370円 | 430円 |

令和8年6月1日

鎌倉ヒロ病院